

自動車騒音常時監視の調査結果（平成29年度～令和3年度）

綾瀬市では、騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視について、5ヵ年計画を策定、市内主要道路を調査し、環境基準の達成状況の評価を実施しました。

■自動車騒音常時監視の調査とは

市内にある調査対象路線について、評価区間を設定し、その区間を代表する地点で等価騒音レベル(Laeq)の測定を行います。その測定結果を用いて、評価区間の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合により、道路に面する地域における環境基準の達成状況を評価(面的評価)します。

■騒音レベル 調査結果一覧

整理 番号	路線名	車線 数	区間 延長 (km)	等価騒音レベル						調査 年度
				Laeq(d B)				LA95(d B)		
				道路端 (近接空間)		環境基準 達成		背後地 (非近接空間)		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
1	東名高速道路(早川2980付近)	6	4.2	57	54	○	○	47	43	H30
2	横浜伊勢原線No.1(上土棚南5-5付近)	4	0.4	74	70	×	×	42	38	H30
3	横浜伊勢原線 No.2(吉岡3313付近)	4	0.1	56	51	○	○	47	37	R01
4	横浜厚木線No.1(小園1402付近)	2	3.2	70	67	○	×	42	41	H29
5	横浜厚木線No.2(大上1-25付近)	2	0.8	65	59	○	○	39	37	R02
6	藤沢座間厚木線No.1(寺尾釜田1-10付近)	4	4.5	70	65	○	○	43	43	H29
7	藤沢座間厚木線No.2(大上2-2付近)	2	1.3	67	63	○	○	37	30	R02
8	藤沢厚木線 (吉岡3425付近)	2	0.4	71	69	×	×	51	46	R03
9	丸子中山茅ヶ崎線(深谷南3-13付近)	2	3.8	71	68	×	×	42	36	R03
10	吉岡海老名線 (綾西3-5付近)	2	5.0	60	54	○	○	41	38	R01

沿道地点における等価騒音レベル(Laeq)について、横浜伊勢原線、藤沢厚木線、丸子中山茅ヶ崎線では、昼間、夜間共に環境基準を超過しました。横浜厚木線No.1では、昼間のみ環境基準を達成しました。その他の路線は、環境基準を達成していました。

騒音に係る環境基準及び対象路線図は別紙のとおりです。

■面的評価

前記、騒音レベル調査結果を用いて推計を行い、道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価(面的評価)を実施しました。

■面的評価結果（市全体）

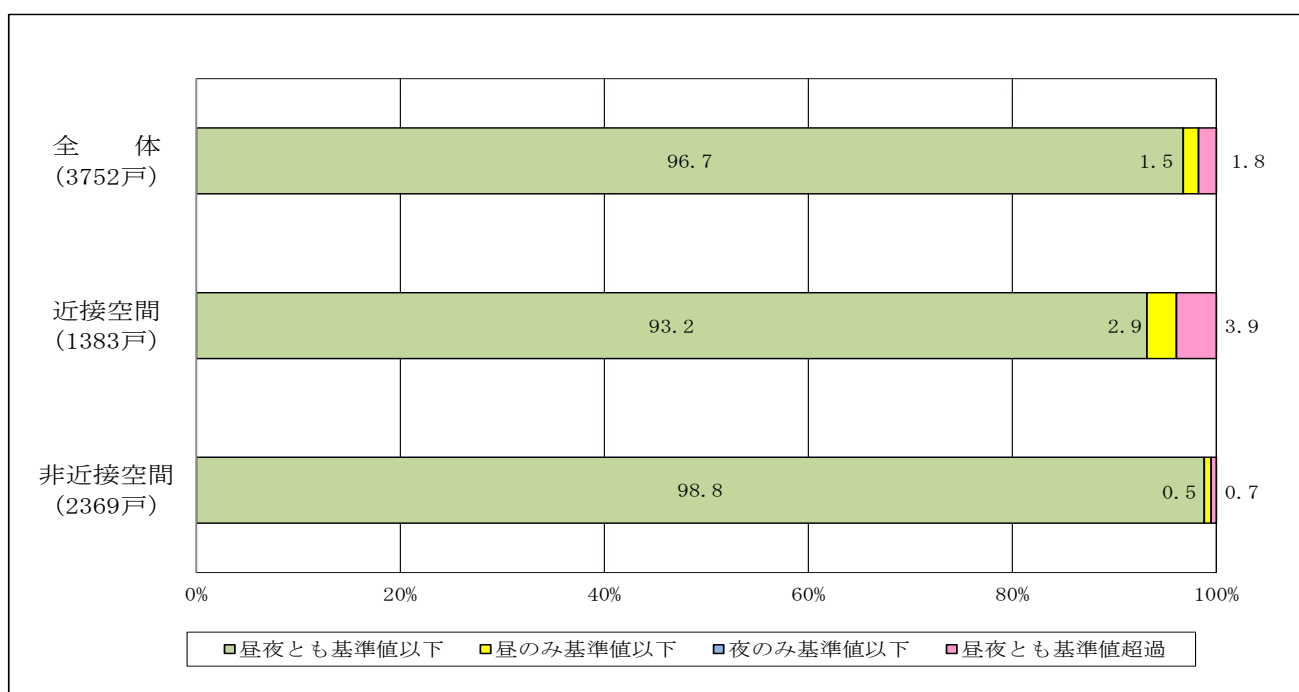
市全体をみると、評価対象戸数は全体で3,752戸であり、そのうち昼間（6～22時）及び夜間（22～翌6時）ともに環境基準以下であった戸数は3,630戸（96.7%）でした。

また、昼間のみ基準値以下であった戸数は56戸（1.5%）、夜間のみ基準値以下であった戸数はなく、昼夜ともに基準値を超過した戸数は66戸（1.8%）でした。

	計	戸数(戸)				割合(%)			
		昼夜とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過	昼夜とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過
全体	3,752	3,630	56	0	66	96.7	1.5	0.0	1.8
近接空間 ^注	1,383	1,289	40	0	54	93.2	2.9	0.0	3.9
非近接空間 ^注	2,369	2,341	16	0	12	98.8	0.7	0.0	0.5

注) 近接空間とは、「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環告第64号）」における「幹線交通を担う道路に近接する空間」であり、以下の区分に応じ道路端からの距離により特定される範囲である。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

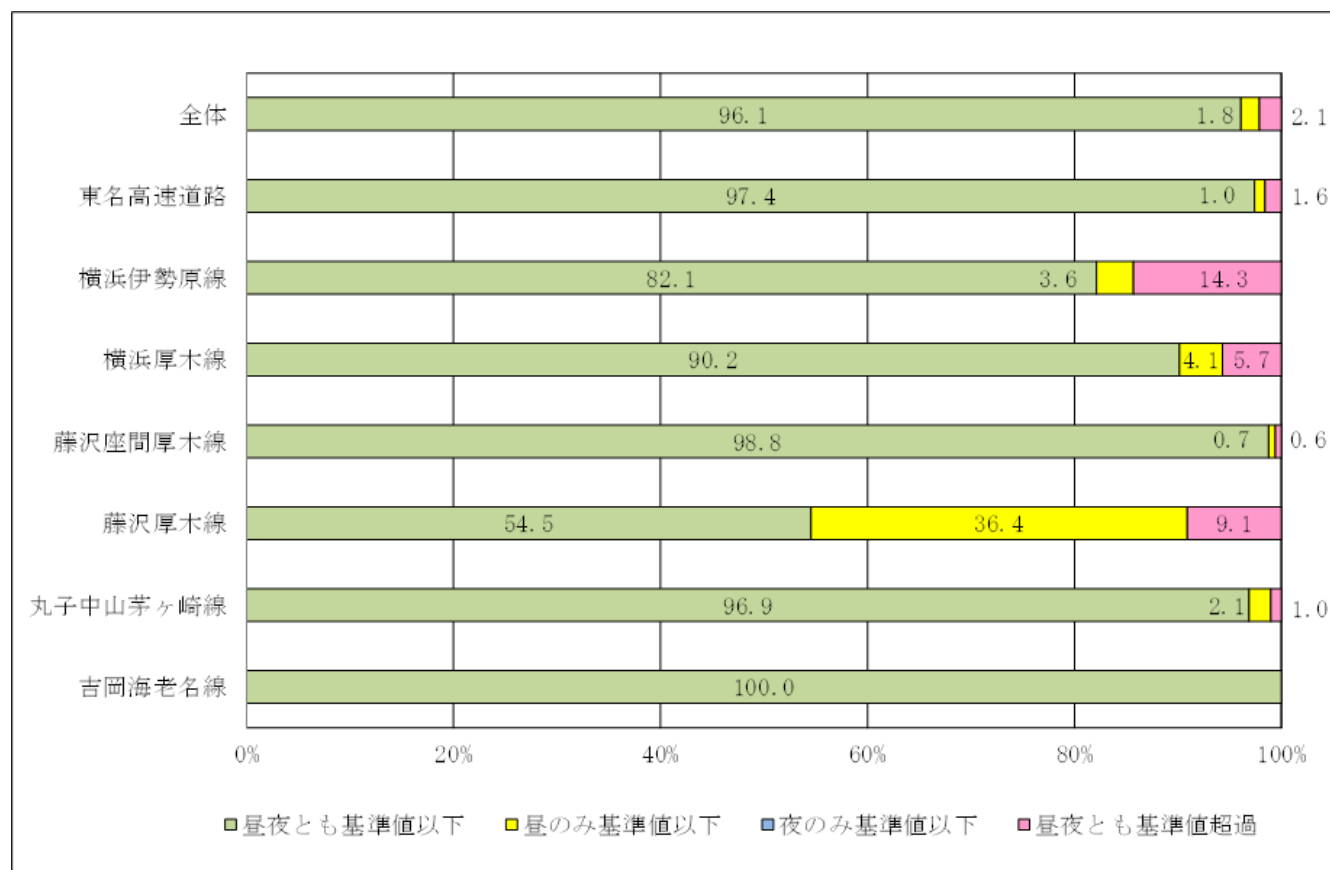


■面的評価結果(路線別、戸数、割合)

道路の種類別にみると、昼夜とも環境基準値以下となった割合は、高速自動車国道が97.4%（全882戸中859戸）、県道が95.7%（全3,021戸中2,891戸）でした。

評価区間 路線名	評価対象 住居等 戸数	戸数(戸)				割合(%)			
		昼夜とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過	昼夜とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過
全体	3,903	3,750	70	0	83	96.1	1.8	0.0	2.1
東名高速道路	882	859	9	0	14	97.4	1.0	0.0	1.6
横浜伊勢原線	28	23	1	0	4	82.1	3.6	0.0	14.3
横浜厚木線	894	806	37	0	51	90.2	4.1	0.0	5.7
藤沢座間厚木線	1,371	1,354	9	0	8	98.8	0.7	0.0	0.6
藤沢厚木線	11	6	4	0	1	54.5	36.4	0.0	9.1
丸子中山茅ヶ崎線	481	466	10	0	5	96.9	2.1	0.0	1.0
吉岡海老名線	236	236	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0

注) 2つ以上の評価区間が交差する地域の住居等は、それぞれの評価区間で1戸としてカウントする。



■騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準（道路に面する地域及び幹線交通を担う道路に近接する空間）は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として表1、2に示すとおり定められています。

綾瀬市における地域の類型は、表3に示すとおりです。

表1 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の類型	基準値	
	昼間（6～22時）	夜間（22～翌6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

表2 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間（6～22時）	夜間（22～翌6時）
70デシベル以下	65デシベル以下

備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間に会っては40デシベル以下）によることができる。

注）1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

（1）道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）。)

（2）前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

（1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

（2）2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

表3 騒音に係る環境基準の地域の類型の指定（綾瀬市）

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

自動車騒音常時監視路線図

